

### 第3章 タイにおける不良債権処理とADRの活用 - 調停センターの役割を中心として

著者	西澤 希久男
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	200
雑誌名	アジア諸国の紛争処理制度
ページ	69-100
発行年	2003
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00014040">http://hdl.handle.net/2344/00014040</a>

## 第 3 章

# タイにおける不良債権処理と ADR の活用

調停センターの役割を中心として

### はじめに

アジア経済危機以降におけるタイ経済の急激な落込みは、それまで意識されながらも先送りにしてきた倒産制度の不備や裁判の遅滞の問題への対応を迫るものであった。順調な経済発展が、その問題の深刻さを覆い隠していたが、経済の行詰まりにより、不良債権が大量に発生した後は、その問題性を見て見ぬふりをすることが不可能となった。大量の不良債権を抱えたままでは経済の建直しは困難であるとの認識の下、不良債権の処理の迅速化が叫ばれた。不良債権処理の方法としては、間接償却と直接償却の 2 種類がある。そのなかでも直接償却は、不良債権を完全に銀行から切り離すため、最終処理とも言われる。その直接償却には、債権放棄、債権売却、法的処理が含まれるが、法的処理に大きく関連する法制の改革が求められた。その一つは、倒産制度である。倒産制度については、IMF も非常に早い時点から問題視しており、コンディショナリティーという手段を使った指導により、制度改革を促進していった。倒産法制に関していえば、それまで清算手続きしか存在しなかったために、再建の見込みがある企業まで清算させざるを得なかったが、新たに会社更生手続を導入した。さらに、迅速かつ適切な処理を果たすために、破産事件を専門的に扱う破産裁判所を設立した。法的処理に関するもう一つの制度としてあげることができるのは、執行制度である。不動産担

保に依存していた金融実務にとって、執行手続の不備による、処理期間の長期化は、金融機関の体質改善を遅らせるものであり、新規の貸出を可能にする態勢が整うまでの時間がかかることを意味する。そこで、執行手続制度の抜本的改革が望まれている。だが紛争の増加に伴い、裁判所の処理能力を超える事件が裁判所に対して提起されており、それもまた紛争処理の長期化を助長している。この状況を打破するために、裁判外紛争処理（ADR）がタイにおいて大きな注目を浴びており、実際不良債権処理の直接償却において積極的に活用されている。そこで、本章では、金融紛争<sup>(1)</sup>処理のための特別規則を有し、迅速な処理と裁判所の負担軽減を目的として不良債権の処理にあっている司法裁判所事務局附属調停センターでの調停を中心に、その他、ADRを用いて金融紛争を処理しているスキームおよび機関の現状と問題点を考察する。そのため、この問題を検討する前提として、執行手続制度の現状を把握する必要があるので、そのことについても併せて論述する。

### 民事訴訟法改正と紛争処理の迅速化

タイにおける民事訴訟は多大な時間を要し、裁判所での事件の遅滞が問題となっていたが、訴訟数の上昇は、その問題をさらに深刻化させた。タイにおいては、担保権の実行は、必ず裁判を経て行なわれなければならないので、裁判手続の問題点は、直接担保権の実行の問題となって現れる。そこで、民事訴訟の迅速化が急務の課題となり、矢継ぎ早にその改革が行なわれた。改革の対象となった領域は、少額訴訟、答弁書提出および出頭の懈怠、執行手続、訴訟上の和解に関するところにわたっている。そこで、本章では、これら改正が行なわれた種々の問題につき、改正点を中心に見ていくこととする。

## 1. 少額訴訟

まず少額訴訟についてであるが、タイでは、4万バーツまたは布告で定められた合計額以下の場合と、月額賃料4万バーツまたは布告で定められた額を超えない賃料を支払っている不動産賃貸借における物件からの明渡しに関する訴訟が、少額訴訟とされる（民事訴訟法典第189条）。原告は、書面または口頭で訴訟提起することが可能となった（第191条。旧法では、書面による訴訟提起しか認められていなかった）。注目すべき改正点は、少額訴訟においては、審理開始日に当事者双方が出頭した場合には、最初に調停を行なうこととなったことである（第193条第2項）。この調停前置は、1999年改正により導入されたものであるが、和解が成立した場合で、原告が取下げをしなかったときは、裁判所は和解内容に基づいて判決を下さなければならない。和解が成立しなかった場合において、かつ被告が答弁書を依然として提出していなかったときは、裁判所は被告に対して答弁するかどうか確認する（第193条第3項）。原告が定められた期日に出頭しなかったときは、審理を続行しないものと見なされ、リストからはずされる（第193条の1）。被告が出頭しなかった場合には、第202条の出頭の懈怠に関する条文が適用される（第193条の2）。もし、期日までに答弁書を提出していなかった場合には、答弁書提出懈怠と見なされる。その他、証拠提出の簡素化をはかっている（第193条の3）。

この改正では、少額事件訴訟の提起を容易にしている一方で、懈怠に陥る事例をはっきりと定義することにより、無駄な審理をできるだけ省いて、裁判所の負担を減少させようとする意図がみられる。また、少額事件ならば両当事者の歩み寄りも得やすいと考えられるので、そこでいわば調停前置のようなシステムを導入したのは、効果的であると思われる。

## 2. 答弁書の提出および出頭の懈怠

懈怠に関する規定は、迅速化にとって避けては通ることができない改革分野である。なぜなら抵当権の実行において、抵当権者は裁判所に対して請求を必ず行なわなければならないが、その審理過程において債務者が出廷をしない場合が多いからである。それにもかかわらず、旧法においては、答弁書提出および出頭の懈怠について、規定が明確ではなく、審理に非常に時間がかかった。そのため、債務者が執行を遅らせるために、懈怠を戦略的に行なっていた。このような問題性は認識されていたが、実際の改正は、1999年の民事訴訟法改正で同時に行なわれず、2000年になって、ようやく全面的に改正された。

この改正により、まず答弁書提出の懈怠と出頭の懈怠に大きく二つに分類されて規定された。

まず答弁書提出の懈怠であるが、旧法においては、被告が、答弁書を定められた期日までに提出せず、かつ裁判所に対して、その理由を通知していないときには、かかる被告は答弁書提出の懈怠であると見なされた（旧法第197条第1項）。新法においては、定められた期間内に答弁書を提出することができなかった時点で、答弁書提出の懈怠と見なされる（第197条）こととなり、懈怠と見なされる可能性が高くなった。

被告が答弁書提出の懈怠の場合には、原告は、答弁書提出期間の満了後15日以内に、自己に有利な判決又は命令を出すことを裁判所に請求しなければならない（第198条第1項）。もし、かかる請求を怠った場合には、ケース・リストから事件が除外される（同条第2項）。旧法においては、原告は答弁書提出期間の満了後15日以内に、裁判所に対して、被告が答弁書提出の懈怠に陥っている旨の宣告命令を発するよう請求しなければならず（旧法第198条第1項）、また係る請求が裁判所に対してなされた場合には、裁判所は、被告が答弁書提出の懈怠に陥っている旨の宣告命令を出すとともに、証拠調

べの期日を指定しなければならない(旧法第198条第3項)。旧法においては、被告が懈怠であっても、証拠調べをしなければならなかったが、新法においては証拠調べを省略することが可能となり、迅速化がはかられた。

原告は、自己に有利な判決をするようにと裁判所に請求することはできるが、それは請求原因が正当なものであり、かつ法律に違反してはならない(第198条の1第1項)。第1項に基づく判決を得るために、裁判所は、原告の主張に関連して提出された証拠または他の証拠について証拠調べをすることができる(同条第2項)。しかし、人の地位、家族、不動産所有権に関する場合には、裁判所は職権で、必要な範囲において、その他の証拠を調べることができる(同条)。

新法では、答弁書提出の懈怠と見なされる可能性が増大しているが、他方で懈怠に陥った当事者の権利を保護する規定も当然存在する。答弁書提出の懈怠に陥っている被告は、裁判所が事案を確定する前に、裁判所に対して、抗弁を提出したい旨を告げ、かつ裁判所が、答弁書提出の懈怠が、意図的ではなく<sup>(2)</sup>、または他に正当化できる要素<sup>(3)</sup>があると考えたときは、被告に対して答弁書の提出を許可する命令を発布することができる(第199条第1項)。この点に関しては、旧法の規定(旧法第199条第1項)が証拠調べ開始時までだったので、抗弁提出希望の期間が拡張されており、懈怠状態からの脱却の可能性が増加している。

裁判所が、被告による答弁書提出の懈怠が意図的なものであるか、または正当なものではないと判断した場合においては、審理はそのまま続行され、被告は、原告からの証言に対して抗弁を提出することはできるが、自己の証拠を提出することはできない(第199条第2項)。第1項に基づき答弁書を提出しなかったり、第2項により裁判所から答弁書提出許可が発布されなかったり、または裁判所が第199条の2に基づいて再審理を認める命令をすでに発している場合には、被告は、答弁書提出を再要求できず、再審理の請求もすることはできない(第199条第3項)。

さらに、判決が、答弁書提出の懈怠者敗訴として出された場合には、かか

る判決を執行するための執行文の被告への送達を保障し、判決または命令の執行の延期をするような指示を出すことができる（第 199 条の 1）。懈怠に陥っている場合には、きちんと送達がなされていない可能性が否定できない以上、執行の段階でもそれを考慮して、召喚状送達の際の方法とは異なる方法により送達するなど<sup>(4)</sup>、被告の権利を保障しようとする意図をもっている。また、答弁書提出の懈怠を理由に敗訴となった被告は、裁判所に対して再審理の請求をすることができる（第 199 条の 2）。但し、すでに再審理請求が 1 度認められている場合や法律により再審理請求が禁止されている場合には、認められない（同条(1)、(2)）。再審理請求をする場合、執行文の送達の日から 15 日以内に行なわなければならない（第 199 条の 3）。再審理請求が出された場合には、裁判所は、執行停止を命ずる命令を出すことができる（第 199 条の 4 第 1 項）。再審理認容の命令は最終であるが、再審理却下の命令には、抗告が可能であり、控訴審での判決が、最終となる（第 199 条の 4 第 4 項）。

次に、出頭の懈怠についてであるが、新法においては、第 200 条に定義されている。そこでは、第 198 条の 1 および第 198 条の 2 の適用の下、当事者の一方が証拠調べの日に出頭せず、かつ延期の許可を裁判所から得ていない場合には、かかる当事者は、出頭の懈怠にあると見なされる（第 200 条第 1 項）。証拠調べの日以外に当事者が出廷しなかったときは、かかる当事者は、かかる日に事件続行する権利を放棄し、かつかかる日において裁判所によって実行された手続きは、すべて知っているで見なされる（第 200 条第 2 項）。両当事者が、出頭の懈怠に陥っている場合には、裁判所は、かかる事件をケース・リストからはずす命令を出さなければならない（第 201 条）。原告が、出頭の懈怠にある場合には、裁判所は、かかる事件をケース・リストから除外する命令を出さなければならないが、ただ例外として、被告から審理の続行を請求された場合には、原告が出頭の懈怠であることを宣告し、審理を続け、被告に有利な判決を出さなければならない（第 202 条）。原告は、第 201 条および第 202 条に基づいて出された除外命令に対する抗告は認められないが、新たに訴訟を提起することは可能である（第 203 条）。他方、被告が出

頭の懈怠にある場合には、裁判所は審理を続行し、原告に有利な判決をしなければならない(第204条)。第202条と第204条が適用される場合において、裁判所が召喚状の到達につき、疑問を呈したときは、新しい期日を設定することができる(第205条)。その後、また出頭の懈怠があったときは、第202条または第204条の規定に定められているように審理をすすめる(同条)。答弁書提出の懈怠の場合と同様に、当事者は、相手方が出頭の懈怠にあるという理由のみで、自己に有利な判決を出すように請求することはできず、裁判所は請求原因があり、法律に違反していない場合にのみ、出頭している当事者勝訴の判決を出すことができる(第206条第1項)。その際の審理には、答弁書提出懈怠の場合についての第198条の1第2項および第3項の規定が準用される(同条第2項)。出頭の懈怠に陥っている当事者が、敗訴の判決を受けたときは、第199条の1の規定を準用し、かかる当事者が新たな審理を請求する場合には、第199条の2、第199条の3、第199条の4が準用される(第207条)。

このように、答弁書提出の懈怠と出頭の懈怠を区別して規定することにより、以前よりも明確な規定になったといえる。審理の迅速化の観点からみると、被告が答弁書提出の懈怠の場合において、証拠調べが義務づけられなくなったことを除くと、目立って旧法と異なる扱いをしておらず、どれだけ迅速化の効果があるのかは、疑わしい。

### 3. 執行手続

タイにおける担保執行手続は、以前から懸案の問題であった。債権者の担保実行は、必ず裁判を経て、差押え・執行を行なう必要がある。担保権の実行において、債務名義を要求するか、それに代わる法定文書で足りるとするかは、立法政策上の問題である<sup>(5)</sup>が、タイにおいては、債務名義を要求することによる遅延が大きな問題となっている。手続きの大まかな流れは、次のとおりである<sup>(6)</sup>。まず、担保権実行のためには、抵当権設定者に対して、書



面により相当の期間を定めて履行の請求をしなければならない（民商法典第728条）。そして、その期間内に履行がなされなかったときに、抵当権者は裁判所に対して執行を請求する（同条）。裁判所は、その請求を受けて審理することになるが、抵当権者の請求を認めた判決が出された場合、同時に履行の方法、期日等が定められた執行文が付与される（民事訴訟法典第272条）。その執行文の内容が履行されない場合には、さらに抵当権者は、裁判所に対して執行令状を請求し、実際の強制執行に入ることができる（第275条以下）。

このような流れにより、担保権の実行は行なわれるわけであるが、タイでは厳密な送達手続に加えて広範な抗告・執行異議が認められていたため、結果的に執行までに多大な時間を要した。この点については、早急な改革が国内外から要請されていた。タイにおける従来の担保実務が不動産抵当権に大きく依存しているため、一方では長期的な観点から担保制度自体の改革、例えば集合動産担保制度の導入がはかられようとしているが、短期的な債務リストラの観点からみた場合には、処理されなければならない不良債権は、不動産担保に依存しているため、不動産担保権実行手続の迅速・強化が急務の課題となった。そこで、1999年には、経済改革11法案のうちの一つとして、執行手続に関する改正が行なわれた。そこで、これから改正の内容を見ていく。

まず改正されたのは、執行を必要とする判決又は命令を裁判所が出したときは、裁判所は、判決または命令を出した日に、執行の手続きを記載した執行文を出さなければならない（第272条）としたことである。また、裁判所は、裁判所職員が債務者に対して執行文を送達するよう命令を出さなければならない（同条）。旧法では、債権者が、送達しなればならなかったが、改正により債権者の負担軽減となった。そして、執行文のなかには、履行のための期間を明確にしなければならない。旧法においては、通常事件と少額事件でも同一の取扱いであったが、新法では、少額事件の場合において、その期間を15日以下として、期間を短縮した（第273条第1項）。

その他、手続きを遅らせる原因となっていた、裁判所命令に対する抗告の

問題があるが、それらに制限が加えられることとなった。例えば、債務者の責任財産以外の財産を差し押さえたとして、その財産の所有者が、裁判所に対して、差押えの解除を請求した場合において、債権者によって、その請求に根拠がないとする申立てがなされたときは、裁判所が第三者異議の訴えをした第三者に対して出す担保提供の命令、または差押財産が動産の場合で明らかにその第三者異議が根拠のないものであるか、もしくは差押財産が腐敗しやすいものにおける、裁判所が出す競売命令等については、第三者異議の訴えをした者は、かかる命令に対して、抗告することはできないとした（第288条）。旧法においては、かかる命令に対する抗告は認められていたので、そのために手続きが遅れる可能性があった。執行の参加に関して、債権者が執行における権利を放棄したり、定められた期間内に執行が完了できなかった場合には、裁判所は、第287条および第289条に基づいて申請を行なった者に対して、参加を許可する命令を出すことができるが、この命令に対しては、抗告を許さない。そのほか、債務者による執行停止請求について、裁判所は正当な理由があると判断した場合には、執行の停止を命じることができるが、この命令に対しても、抗告を許さない。

期間を限定したり、抗告を許可しないことにより、手続きを簡素化させて、すこしでも手続きに要する時間を減少させようとしているが、その改正は従来あまりに抗告を許可することにより不安定かつ脆弱であった裁判所の判決・命令の効力を多少なりとも強化する限度にとどまっている<sup>(7)</sup>。また、担保実行においては確定判決を要する制度趣旨は維持したままである。先述のとおり、担保権の実行において確定判決を要求する制度が、それだけで否定されるべきものではなく、多分に政策的なものである。ただ「迅速処理」という観点からみたとき、裁判所の大幅な介入が必要となり、かつ債務者からのさまざまな申立てを大きく許容する現在の制度は、裁判所の負担を増加させるだけであり、迅速処理を実現することは非常に困難であると思われる。

#### 4．訴訟上の和解

タイの民事訴訟法典においても、訴訟上の和解の制度が公布当時から導入されていたが、当初の規定は、非常に簡単なものであり、訴訟上の和解における手続きについてはまったく規定されていなかった。タイでも、アメリカの影響から ADR が注目され、その結果、この訴訟上の和解にも注目が集まった。1996 年、タイの最高裁判所長官は、裁判所が関与する和解と仲裁についての Practical Guidance を出した。このガイダンスの概要は次のとおりである<sup>(8)</sup>。(1) 裁判長が、両当事者間で友好的な解決ができる合理的な機会があると考えたときは、裁判所は、和解を開始するものとする。(2) 和解が成立せず、かつ紛争の論点が、中立者または専門家の助けが迅速な解決に有効であるような専門的な事実問題を含んでいる場合には、裁判所は両当事者の合意を得て、その問題を担当する仲裁人<sup>(9)</sup>を任命することができる。仲裁人による判断は、裁判所の承認があれば、確定判決と同様となる。(3) 和解が成立せず、かつ裁判長が、引きつづき事件を担当するのが適当ではないと考えたときは、両当事者の意思に反する場合を除いて、事件の担当から降りることができる。(4) それぞれの裁判所は、和解のための特別室を設けることができる。雰囲気は、インフォーマルなものとし、裁判官や弁護士は、ガウンを着用しない。(5) 迅速な解決が達成された場合には、裁判所は当事者に対して、裁判費用の返却を考慮することができる。その後、このガイダンスに規定されている方向に従った形で、民事訴訟法典の訴訟上の和解に関する規定が改正された。訴訟上の和解については、99 年の改正により第 20 条の 1 が追加され、和解手続きについての規定が盛り込まれた。つまり、手続きの非公開や代理人の欠席、面接方式の多様化がはかられ、さらに、調停人として専門家を採用することが可能となった。

詳細な手続きについては、2001 年に出された「仏暦 2544 年調停に関する司法裁判所事務局規則」<sup>(10)</sup>に定められている。

この規則によれば、調停を大きく二つに分類できる。まず、第1は、事件を担当している裁判官による調停である（第1章）。この場合、この規則によって定められた手続きにより、事件を調停する権限に影響を受けないとされる（第5条）。第2は、担当裁判官以外の者による調停である（第2章）。この場合、裁判官、裁判所事務官、その他の者を調停人として選出することができる（第6, 7, 9条）。任命権者は、各裁判所の長官、本規則によって授権された者、又は担当裁判官である（第6条）。ここで注目されるのは、裁判所事務官である。調停活用の目的の一つに裁判官の負担減少というのがある以上、裁判官だけが調停人となるシステムは、その目的に反してしまうからである。裁判官、裁判所事務官以外の者を調停人とする場合には、当事者の合意が必要となる（第9条）。調停人の任命手続きが、審理手続きに影響を与えるか又は遅滞の原因となっているときは、裁判官は調停手続と並行して審理を進めることができる（第10条）。

調停において重要な問題である秘密保持について、当事者の同意がないかぎり、記録をとることが禁止されている（第21条）。さらに、当事者により別段の定めのない限り、当事者及び調停に関連した者は、調停過程で判明した事実を秘密にしなければならず、また裁判所または仲裁において証拠として利用することが禁止されている（第26条）。しかし、これらの規定は、担当裁判官以外の者による調停にのみ適用されるのであり、担当裁判官によって訴訟上で調停がなされた場合には、秘密保持についてはなんらの規制がなく、取扱いが大きく異なっている。秘密保持規則の効果をはっきりとしたものとするためには、担当裁判官による調停は認められるべきではないだろう。ただし、担当裁判官による調停を認めるとしたら、秘密保持規則の効果は、現実的には非常に薄いと思われるので、あえて適用除外した可能性も否定できない。

調停手続期間については、任命権者が定めた期間に従う（第23条）。もし調停がほぼ合意にいたっている場合には、期間を延長することができる（同条）。

調停が終了するのは、当事者間において和解が成立した場合の他、当事者が調停手続から離脱したとき、調停期間が経過したとき、調停人が調停続行不可能と判断したとき、裁判官が、紛争が調停により解決できないか、または調停人がかかる事件に不相当であると判断したときである（第24条）。調停人は、調停が終了したときは、直ちに裁判官に対して調停の結果を報告しなければならない（第25条第1項）。紛争が部分的に解決したか、両当事者がある事実について受け入れることを同意し、かかる事実を審理において使用することに同意した場合には、調停人は合意記録を裁判官に提出しなければならない（同条第2項）。

その他、調停人登録（第27条から34条）、費用（第35条から37条）の規定がある。

訴訟上の和解は、さまざまな裁判所において利用されており<sup>(11)</sup>、2001年の統計では、第一審事件のうち3万3376件が調停によって処理されている<sup>(12)</sup>。

## 不良債権処理とADR

タイにおいてADRに大きな関心が寄せられるようになったのは、経済危機以後においてである。タイにおいて、ADRを積極的に用いようとした目的は、二つあるといえる。まず、第1に、裁判所の負担を軽減し、判決手続以外の手続きで、紛争を処理することを期待したのである。

経済の急激な落込みは、紛争を多発させた。1993年からの司法統計を見ても、金銭消費貸借が常に事件数で最も多い。93年の3万2253件、94年の3万9086件、95年の4万8499件、96年の6万795件と着実に増加しているが、アジア経済危機が発生した97年には、7万6959件（28.85%。第一審民事事件総件数に占める割合。以下カッコ内同じ）となり、続く98年に急激に増加して、11万2392件（35.40%）、99年11万7998件（38.27%）、2000年9万2027件（34.19%）となっている。控訴審においても、98年には、1052

件と控訴審民事事件総件数のうちで2番目の割合である14.30%を占めるようになっていたが、99年、2000年は第1位となり、控訴審まで争われる事件もまた増加したことがはっきりと現れている。不良債権処理の場合には、処理までの時間がかかることにより、損害が増大する可能性が非常に高いため、迅速に処理する必要がある。迅速に判決を出すことができる能力を裁判所がもっていれば何の問題もないが、訴訟件数が増加する以前においても、処理能力が十分ではなかった裁判所にとって、件数が飛躍的に増加した状況において、訴訟によってすべての事件を迅速に処理することは非常に困難であった。そこで、注目したのが、訴訟が乱発したアメリカにおいて提唱されたADRの活性化であった。

第2に、判決によって事件を処理してしまうと、経済の立直しにとって悪影響が出ることが懸念されたからである。もちろん、裁判所による判決手続を利用して処理しなければならない事例もあることは間違いないが、それですべてを処理してしまうと、柔軟な解決、例えば支払期間の延長や支払総額の減額といった、条件の変更を伴う処理をすることが不可能となる。その結果、多くの会社倒産が発生し、雇用に大きな影響を与えたと考えられた。このような影響は、経済の立直しにおいて、良い方向に働くとは考えられず、そこで、ゼロ・サムゲーム的解決ではなく、合意形成を行なうこと、つまり和解・調停が関心を集めた。調停による和解を成立させるため、タイでは、金融紛争処理における調停に関する特別規則を制定して、裁判所外でも調停を積極的に推進していくこととなった。

さらに、後述するタイ資産管理公社の設立は、従来の執行プログラム、つまり裁判所による強制執行の枠を超えた債権の回収を可能にするものであり、ADRの一つ（執行ADR<sup>13)</sup>）として検討に値すると思われるので、合意形成を目的とするADRとともに本稿でも一体的に取り上げる。

それでは、以下にADRの手法を取り入れた形での金融紛争の各種取組みを概観していく。特に司法裁判所紛争処理室付属調停センターについては、調停による金融紛争処理のための特別規則を有し、裁判所外での中心的な役

割を期待されている紛争処理センターであるので、詳細に検討していく。

#### 1. 不良債権処理における CDRAC の役割

タイ政府は、裁判による処理、つまり倒産手続について積極的に整備を促進すると同時に、バンコク・アプローチと称する私的整理による紛争処理を促進している。このバンコク・アプローチは、ロンドン・アプローチと香港の HKMA ガイドラインをモデルとして、タイ中央銀行を中心に、タイ銀行協会および外国銀行協会、商務省取引局とともに、創始された。このバンコク・アプローチによる不良債権処理の中心的な役割を担うのが、中央銀行傘下の機関として 1998 年 6 月に設立された「会社債務リストラ諮問委員会 (The Corporate Debt Restructuring Advisory Committee: CDRAC) である。この CDRAC は、問題を抱えた企業と金融機関の間での交渉を促進することによって不良債権処理の方法を調整することに責任を有している。また、同時に不良債権処理における障害を解決するために、国税局や土地局といった他の政府機関との間も調整する責務を有している。例えば、国税局は、CDRAC スキームの元にある金融機関のさまざまな税金を免除する立法を出しており、土地局は、不良債権処理に伴う不動産の譲渡、移転、抵当権設定を行ないやすくするために、登記料を減額するといった、不良債権処理を推進するための方策をはかっている。

CDRAC は、債権者間合意、債権者・債務者間合意、簡易債権者・債務者間合意を通じて、不良債権処理を促進しているので、以下にそれぞれの内容を説明する。

##### (1) 債権者間合意 (ICA)

債権者間合意は、1999 年 3 月 19 日に、債権者・債務者間合意を締結した金融機関グループにより同時に署名された。これは、債務者・債権者間合意に基づき、リストラ計画が提案された場合における債権者間の議決権につい

て規定している。これによれば、債権者の過半数かつ債券額の75%以上の賛成があれば、提案が承認される。

(2) 債権者・債務者間合意 (Debtor-Creditor Agreement : DCA)

債務者・債権者間合意(以下、DCA)とは、債務者の参加の下に、すべての債権者による債務リストラ計画のための手続きを促進することを目的とする合意である。これにより、拘束力を有する手続きおよびタイムテーブルが決定される。このDCAにおける当事者とは、CDRACによりリストアップされた法人債務者とこの合意に署名した65の金融機関である。その他の債務者と金融機関は、参加合意によって当事者となることができる。1999年3月19日に署名されたこの合意の効力は、2000年12月31日まで続き、それ以後は、当事者がこの合意を利用するかどうか選択することができる。この合意の二つの特徴は、調停のためのフォーラムの創設と、計画に賛成または反対の意思表示を行なわなかった債権者には、ペナルティが科されることである。

第1の特徴が、まさに本稿で取り上げているものである。このフォーラム創設に関連して、DCA第7条により、債務者と債権者の間で生じている重要な争点の解決を促進するために、債務者は、CDRACに対して、リストのなかから調停人を任命することを請求することができる。この調停人リストは、CDRACにより作成され、各種記入関連団体によって承認を受けているものである。

(3) 簡易債務者・債権者間合意 (Simplified Debtor-Creditor Agreement : SA)

この簡易債務者・債権者間合意(以下、SA)は、1999年3月23日に、CDRACにより承認された。このSAの目的は、これまでリストに掲載されていた債務者のみを対象としていたCDRACによる債務リストラ手続の対象を、中小企業債務者に拡大することである。金融機関が対象とする債務者を提示するか、または債務者自身が自発的にこのスキームに参加することを



表明することにより、中小企業債務者は債務リストラ手続に参加することができる。

CDRAC は、三つの合意を通じて債務リストラの促進をしようとしている。2001年12月段階において、1592の債務者がCDRACの手続きに参加し、そのうち1022の債務者が債務リストラを完了し<sup>(14)</sup>、その債務額は1.1兆パーセントに及ぶ。後述するTAMCの設立は、CDRACの役割に影響を与えるものであり、CDRACとTAMCとの間の役割分担の明確化を要求されている。今後、CDRACは、以下の点に関する債務リストラを促進する役割を担うこととなると考えられる。第1に、TAMCに移転される資格のない基準以下の債務、第2に、1度は、債務リストラに成功したが、また不良債務者となった者、第3に、直接CDRACの手続きによることを要請した債務者である<sup>(15)</sup>。

CDRACにおける調停は、意欲ある債務者には有効だが、懈怠する債務者に対して、なんら強制力をもち得ないため、中央銀行は、CDRACスキームにおける調停による紛争処理機能に限界を感じ、その役割を司法裁判所に移転しつつある<sup>(16)</sup>。

## 2. 不良債権処理における訴訟上の和解

経済危機により、金融機関が有する貸金債権の多くが不良債権化した。担保としてとっていた不動産の価格が低迷している上に、執行制度に問題があるため、裁判による債権回収は困難な状況であるが、だからといって債権者である金融機関は、裁判手続を回避するのではない。裁判手続の利用にはメリットがあるからである。それは、時効中断、税法上の優遇、解決に対する執行力付与といったものである<sup>(17)</sup>。このメリットを享受するために、債権者は訴訟提起をするのであるが、そのために訴訟提起数は経済危機以後激しく増加した。しかし、判決手続による紛争の処理は、多大な時間がかかり、なおかつゼロ・サムゲーム的なものであるため、不良債権の迅速処理とタイ

経済立直しの観点からみれば、適的な手法ではない。そのため、金融機関が原告となっている訴訟においても、ADRの手法を用いた迅速かつ柔軟な紛争処理が求められている。それに対応するのが、訴訟上の和解であり、また後述する司法裁判所事務局附属調停センターにおける調停である。

訴訟上の和解により合意がなされれば、それは判決と同様の効果をもつため、合意が履行されない場合においても、再度訴訟提起する必要がなくなる。それは裁判所外での和解と異なり、非常に強力な効果である。

現在、調停手続は、既述の「仏暦2544年調停に関する司法裁判所事務局規則」に基づいて行なわれる<sup>(18)</sup>。

金融紛争が、どの程度訴訟上の和解により解決されているかははっきりとしないが、司法裁判所紛争処理室附属調停センターにおける調停だけでなく、裁判所内での調停にも大きな期待が寄せられている。

### 3. 不良債権処理における司法裁判所紛争処理室附属調停センターの役割

#### (1) 司法裁判所紛争処理室附属調停センターの概要

多数の訴訟提起に対応するために、すべての事件を判決で終了させるのではなく、調停により解決する方法が注目を浴びている。調停は、既述の訴訟上の和解のような裁判所内だけでなく、裁判所外においても行なわれている。裁判所外において、調停により紛争を処理するための中心的役割を担っているセンターが存在する。それが、司法裁判所紛争処理室附属調停センター（以下、調停センター）である。この調停センターの前身は、司法省の仲裁センターに付属していた調停センターである。設立された当初の調停センターは、特別に限定された事件を扱うところではなく、一般的な事件を調停により処理することを目的としていた。開設された1994年における重点目的は、裁判所外において和解を成立させることであった。対象となる事件は、民事および刑事事件においても可能であり、また訴訟提起が要件とはなっていないので、当事者が直接調停センターに調停の申立てをすることも可能である。

また、調停人の紹介・選定の機能も有していた。その後96年には、商務省からの依頼により、国際取引における紛争も担当することとなった。その後、紛争の発生が予想されたコンピュータ2000年問題についても、紛争処理の中心を担うこととなった。後述するが、この調停センターの調停人は、裁判官ではなく、さまざまな分野の専門家になることとなっており、非常にテクニカルな問題を処理することを志向している。これは、金融紛争においても当てはまる。

その後、2000年において改組が行なわれ、調停センターは司法省管轄から司法裁判所管轄となった。現在の調停センターの主な役割は、紛争当事者に、調停の機会を与えること、および調停の中心機関として、裁判所と連携することである。この裁判所との連携においては、裁判所から事件が移送されることも当然あるが、そのほかにも、訴訟上の和解において、専門的な知識が要請される場合に、その手続きに参加するための専門家を派遣したりすることも含まれる。

調停センターを利用することが可能なのは、第1に、当事者が調停センターに請求する場合である。これは、訴訟提起後とともに訴訟提起以前においても可能であるが、訴訟提起以前においては例外的に両当事者の合意がなければ請求できない場合がある。その例外は、請求者が金融機関であったり、信用貸付けをする者であったり、同種の債務者に複数回の調停を請求する者である。

第2に、裁判所が事件を調停センターに移送する場合である。その移送する場合の条件として、三つの条件をあげることができる。まず、第1に、両当事者が調停センターでの調停を希望し、裁判所が適当と認めた場合、第2に、バンコクおよびノンタブリーの簡易裁判所<sup>(19)</sup>に提起された事件である。簡易裁判所からの移送の場合には、金融機関が原告で、貸金の返済を請求した事件と、その他の事件で、債務者が答弁書を提出しているか、または裁判所に出頭している場合とに分けることができる。第3に、バンコクおよびその周辺地域の裁判所に提起された民事事件の場合である。この場合において

は、債務者が答弁書を提出し、または裁判所に出頭しており、当事者の一方が調停を請求した場合である。

調停センターの新受事件数は、2001年1月から9月で以下のとおりである。

	新受事件	終了
民事および刑事事件 <sup>(20)</sup> 一般	18件	5件(和解成立3件,不成立2件)
金融紛争 <sup>(21)</sup> (簡易裁判所から)	1,407件	104件(同成立97件,不成立7件)
金融紛争(上記以外)	2件	2件(同成立2件)
国際取引紛争	3件	0件

調停人は、調停センターが設置する名簿に登録されているさまざまな分野における専門家から選ばれる。2001年段階で、81名の調停人候補者が登録されている。

次に調停センターで合意・和解が成立した場合のその効果についてであるが、二つに分けることができる。一つは、当事者による請求、つまり訴訟提起以前に調停センターに調停を請求した場合には、和解契約が成立するだけである。そのため、和解契約が履行されなかったときは、裁判所に訴訟を提起する必要がある。次は、裁判所からの移送の場合であるが、このときは、調停センターでの合意内容を裁判所に伝達することになっている。この場合、和解契約を成立させ、訴訟を取り下げるか、または裁判所から、和解契約と同一内容の判決を出してもらおう(民事訴訟法典第138条)かの二つの方法があるが、ほとんどの場合は、後者のように判決を出して終了している。もし、前者の方法によってしまうと、和解契約が不履行となった場合に、また改めて訴訟を提起する必要がある、二度手間となってしまうからである。

## (2) 不良債権処理における調停センターの役割

前項で説明したように、調停センターは民事・刑事事件一般を取り扱うことができる。しかし、Y2K問題のような特別な紛争の解決において調停セ

ンターが中心的な役割を担ったのと同様に、現在タイが直面している、先延ばしすることのできない不良債権処理問題に関わる法的処理を取り扱う機関として、この調停センターに大きな期待がかけられた。

そして、その任務を実行するために、「仏暦 2544 年金融紛争処理のための調停に関する司法裁判所事務局規則」が、2001 年 3 月 22 日に公布・施行された。この規則は、全 41 条によって構成されている。

この規則の前文には、調停センターにおいて金融紛争を調停によって処理することの目的が書かれている。それによれば、タイが有する経済問題を解決し、その後に順調な発展をしていくためには、現在裁判所で未処理のまま滞っている金融紛争を調停の手法で迅速に処理していくことが必要であり、さらに、裁判所の負担を軽減すること、とある。つまり、この調停センターに対する期待は、まさに紛争処理の迅速処理と裁判所の負担軽減に集約されている。

この規則によって調停が行なわれるための要件が規則第 6 条に定められている。それは、まず、第 1 に、裁判所において審理中の金融紛争であることである。金融紛争とは、債権者である金融機関が、単独または複数の債務者に対して、金銭の支払い、または金銭の支払いを含む債務の履行を請求している事件と定義されている（第 3 条第 4 項）。第 1 の要件により、まず訴訟提起前の紛争は認められず、かつ債権者が金融機関でなければならない。第 2 に、債務者がすでに裁判所に対して債務リストラ計画または支払計画を提出していることである。第 3 に、両当事者が調停センターにおける調停に同意していることであり、第 4 に、裁判所が調停センターに事件を移送することである。これらの要件を見ると、すでに債務リストラ計画や支払計画が提出されているため、調停過程での争点は、その計画を認めるか否かである。逆に言えば、債務者が、様子見をしていたり、頑なに返済に応じない場合には、この手続きが利用されることはない。実際、この規則が適用されるようになった以降の統計を見てみると、調停の手続きに入ったのは、わずか 2 件だけである。しかし、両件とも合意が成立しているのは注目される。

第6条に定められた要件を満たし、かつ当事者が調停合意書に署名をしたときは、当事者は、調停合意およびこの規則の拘束を受ける（第7条第2項）。当事者が調停合意に署名しなかったときは、調停は終了したと見なされる（同条第3項）。金融紛争における調停は、1名の調停人によって進行される（第8条第1項）。1名の調停人は、センター備え付けの名簿から司法裁判所紛争処理室長によって選ばれる（第8条第2項）。選ばれた調停人について、各当事者は、1回のみ忌避できる（第9条第2項）。

調停の進行手続についてであるが、両当事者の間での合意を醸成するために、柔軟な手続が可能ないように定めている。まず、調停人は、調停手続を開始する前に、調停を行なう際の方針等を検討・決定するために、当事者と相談することができる（第12条）。調停人は、和解契約案を提示する以前においては、両当事者に対して、証拠の提出や当事者間における証拠の交換を請求することができる（第13条第1項）、また当事者も自己の希望により、証拠提出をすることができる（同条第2項）。さらに、調停期間中に、調停人は、調停のために必要であるときは、代理人を退席させて、当事者2人だけ、または一方当事者だけと面接することも可能である（第15条第1項）。調停手続は、非公開で行なわれ、詳細な情報の記録はとらないのが原則である（第16条）。しかし、当事者の同意がある場合には、調停手続の全部または一部について記録をとることが可能となる（同条）。調停人は、必要な場合には、鑑定人を任命して、証拠について調べることができる（第18条第1項）。その鑑定人は、センターの名簿から選ぶのが原則であるが、両当事者が合意すれば、名簿に掲載されていない者を鑑定人として任命することができる（同条第2項）。調停手続が進行していく上で、調停人は、機が熟したと考えたら、和解契約の原案を当事者に対して提示することができる（第19条）。調停期間は、最初の調停日から45日間となっており、調停人が必要であると考えれば、1回当たり15日以内で、2度まで延長することができる（第20条）。これによれば、最長75日となっている。

調停手続のなかで、明らかとなった事実や見解は、仲裁または裁判におい

て証拠として原則的に利用できない(第21条)が、当事者が同意すればその限りではない(同条)。

調停手続の終了についてであるが、それは和解成立の場合とその他の場合の二つに分けられる。和解成立の場合には、当然調停手続は終了し、調停センターは以下の手続きをとらなければならない(第22条)。つまり、訴訟提起されていない場合<sup>(22)</sup>には、和解内容に従った履行を実現するために便宜をはからなければならない、また訴訟提起されている場合には、裁判所による手続きのため、すなわち、和解内容に基づいた形での判決を出してもらうために、その和解内容を報告しなければならない。

その他の場合は、第23条に列挙されている<sup>(23)</sup>。調停手続が終了した場合には、かかる事件が裁判所で審理中の場合には、調停センターは、その旨裁判所に連絡しなければならない(第24条)。その際、今後の裁判所での審理のために、調停人は、債務リストラまたは債務履行において、両当事者の最大の利益となり、実行される可能性を有する指針を内容とする意見を裁判所に対して、具申しなければならない(第25条)。この規定では、提案という形で意見を具申するのであるが、秘密の情報を知りうることができた調停人は、その情報を元にした形で、提案をする可能性が十分にあるので、せっかく、裁判手続と調停手続において担当者が異なり、かつ他の手続きにおいて、調停手続において提出された情報を利用できないように規定したのに、その規定の意味が薄れてしまう危険性が多分にある。

調停センターにおける金融紛争での調停手続は、裁判所から移送されることが要件となっているため、裁判所との関係を考慮した上での規定がなされているが、それに関する規定を除いて見てみると、訴訟上の和解に関する規定と大きく相違するところはなく、調停人の出自が異なることだけが相違である。もちろん、専門家を調停人とすることにより、専門的で複雑な事件においても対応でき、実情に即した解決案が提示できる可能性は増大することと思われるが、ただ調停センターに期待する主要な要素である、合意形成による紛争の迅速な処理に関しては、特別なインセンティブが与えられていな

い以上、合意形成をはかることは困難であるといわざるをえない。実際、返済条件の確定の際には、条件を緩和する代わりに、担保の追加提供が求められており、債務者はそのような追加担保に応じることが困難な以上、なかなか合意が形成されていないようである<sup>(24)</sup>。不動産担保に大きく依存した金融慣行が、事態を深刻化したことに対する認識はあるのだが、実際上は、その方法を大きく変えることができないままである<sup>(25)</sup>。2001年4月に開始されたばかりであり、今後の推移を見守る必要があるが、裁判所の負担を大きく減少させることは、困難と思われる。

#### 4. TAMC の設立とその影響

タイ政府は、CDRAC のような形で、債権者・債務者間の合意を形成することを促進するだけでなく、国家機関が不良債権を買い取るにより、現在の不良債権処理を進め、銀行が貸付けを再開する環境を整えることを実行しようとしている。これは、タクシン首相が、選挙の際に公約したものであった。首相は、その公約を実行するために、タイ資産管理公社 (Thai Asset Management Corporation : 以下、TAMC) を 2001 年 6 月に設立した。このスキームにより、民間商業銀行の不良債権約 2500 億バーツ、国有商業銀行の不良債権約 1.1 兆バーツ分を買い取ろうとしている。

この積極的な取組みは、当初からつまづくこととなった。つまり、もともと拙速的な起草のため、内容が不明確であるとの批判を受けたが、それ以上に問題だったのは、TAMC 設置緊急布告の合憲性を争うものである。そこでは、あまりにも TAMC に認められた権限が、個人の財産権や裁判権を侵害するものとして、憲法違反ではないかと問題視された。この問題について、憲法裁判所は合憲である旨を判示し<sup>(26)</sup>、晴れて 2001 年 10 月 15 日から金融機関から不良債権の買取りが始まった。

TAMC は、金融機関発展基金 (Financial Institutions Development Funds : 以下、FIDF) によって 100% 所有される政府機関である。TAMC は、金融



機関からの不良債権の購入の代金として、金融機関に対して、FIDF が保証する 10 年満期で、譲渡可能な証券（第 46 条）を発行し、これと不良債権を交換する方法を採用している。TAMC は、大蔵大臣によって指名され、内閣によって承認された理事長および 11 名以下のメンバーによる理事会によって運営される（第 12 条）。

基本的に、TAMC は、不良資産<sup>(27)</sup>の譲渡の受入れとその資産の管理を任務としており、この目的の実現のために、TAMC は、有限会社の設立、債務者のための信用の保証、さらに債務者にお金を貸すといった前例のないほど網羅的な権限を有している（第 8 条）。

TAMC が買い取ることができる債権は、国有金融機関ならびにタイの民間金融機関および資産管理会社のものであり、外資系金融機関や、取引によって債権者となった者の不良債権を買い取ることはできない。

債権の買取り価格であるが、これは個人保証を除く、債権を担保している財産の価額によって決定される（第 45 条第 2 項）。そのため、大きな問題となったのが、その担保物の価格算定の方法である。売却する民間金融機関サイドと買い取る TAMC サイドで担保となる土地などの評価方法をめぐり意見の対立が表面化した。当初 TAMC はその設置布告において、内務省が定める公定地価を使用することになっていたが、民間金融機関は時価評価によるものを求めた。一般的には資産鑑定方式による時価評価価格が高くなる傾向にあり、商銀サイドとしては少しでも高く売れる方式を主張することになった。商銀から TAMC への不良債権の売却は任意で行なわれるため、不良債権の売却を促進するためには、政府負担が増加してもやむを得ないとし、政府は商銀の主張を飲む形となった。

TAMC は、買い取った債権について、その返済期間の変更といった方法を用いて、一方的に債務リストラを行なう権限を有している。これらのすべての処置は、TAMC の理事会の承認が求められるのみであり、関係法令の下で要求されるいくつかの手続きは、だいたい適用されない。

また、TAMC 設置緊急布告は、破産法で定められているものから独立し

て、会社更生の規則および手続きを創設した。TAMC の下での会社更生の基準は以下のとおりである（第 59 条）。

- (1)債務者は、株式会社、公開株式会社、登録パートナーシップでなければならない。
- (2)TAMC が 50% 以上の債権を持っていること。
- (3)業務が実行でき、かつ再生が国家経済にとって利益となる証拠があること。
- (4)債務者が同意し、かつ TAMC 布告に基づき、事業再生の期間、条件に従うことを承認すること。

上記の要件を満たした場合、TAMC の執行委員会は、TAMC によって定められた期間内に、再建計画の草案を作成することを職務とする計画人を任命することができる（第 61 条）。いったん、執行委員会および TAMC 理事会が計画を承認したらすぐに、その計画を検討してもらうために、破産裁判所に申立てをしなければならない（第 63 条）。裁判所による計画の承認から会社更生の完了までの間、破産法の下で認められているのと同様の自動停止が適用される（第 71 条）。

計画を実行する上で、債務者の事業の合併、事業の一部の閉鎖、会社更生に参加している債権者に対する支払い、TAMC 理事会によって承認されたその他の処置を請求することができる（第 64 条）。

船出からさまざまな困難に直面してきたが、TAMC はこれまで述べてきたようなシステムにより不良債権の買取りを開始した。今後もその買取りを続行していくが、この TAMC の設立は、債務リストラに対して思わぬ影響を与えた。つまり、この TAMC によって自己の債務が買取りを受ける可能性が発生した債務者は、単純に債権者である金融機関と交渉すべきなのか、それとも金融機関が自己宛の債権を TAMC に売却し、TAMC との間で交渉をしたほうが、自己にとって有利になるのかを見定めるために、模様眺めをする債務者が多数発生したことである<sup>(28)</sup>。債務者にとってみれば、有利な条件で債務リストラを行なえるほうを希望するのは、当然のことであるか

ら、TAMCとしては、このような遅滞を発生させないためにも、なるべく迅速に処理条件を決定し、債務者たちに知らせるとともに、その定められた条件に基づき、逸脱することなく処理していかなければならない。

このTAMCの買取りで起こった状況は、まさに将来予測をはっきりとしたものにするのが、債権者・債務者間で、不良債権処理のための合意を得るための重要な要素の一つであることを如実に現している。タイの不良債権処理に当てはめて考えてみると、CDRAC、TAMC、司法裁判所紛争処理室付属調停センターの間の権限や管轄を明確にし、かつそこにおける処理条件を明確かつ迅速に確定し、それに基づいて行なうことである。そうすれば、そこから逆算する形で、どのような合意をすれば、両当事者にとって利益となるか、まさにWin-Winの状態となるかということが見い出せるのではないと思われる。現時点のタイにおいては、執行システムの不備により、最終的な執行まで多大な時間と労力を要するので、それを前提とした合意形成をしている。執行過程における交渉の特質として、裁判所における事実的威嚇を背景としていることが言われている<sup>(29)</sup>が、タイの現状ではこれに期待することはできない。これは、債権者にとって非常に不利な状況である。さらに、債務者が、戦略的債務者であったとすれば、なおさら債権者は、早期の合意形成をすることは困難となる。執行システムの不備に関して言えば、タイにおいては、抵当権に加えて、役員による個人保証が行なわれる場合が多いが、財産状態を把握することが非常に難しいため、保証が無意味となっている。効率的な執行システム構築のためには、債務者の財産状態を開示し、執行可能な財産を明らかにする必要がある。このことは、当事者間における交渉の際の前提として必要な情報を開示することも意味し<sup>(30)</sup>、看過できない問題である。さらに、ADRのさまざまなチャンネルを創設し、当事者間の交渉の場を増やすことにより、適切かつ迅速な解決をはかるようとしているが、これがあまりにも頻りに制度改定をすると、現在の制度に対する信頼やその制度に基づく予測が不可能となり、模様眺めをする当事者が続発することが予想される。結局のところ、迅速性を求めてADRを活用したとしても、

その意味はほとんど有しないと思われる。金融機関が、新規に貸出しができるような環境を早期に整えるために、ADRの積極的な活用が謳われたが、執行システムが整備されていないとともに、ADR制度が揺れ動いている現状においては、ADRが本来有する実力の一つである、紛争解決の迅速性を発揮できないと考えられる。

### おわりに

アジア経済危機以後における紛争の増加は、裁判所の負担を増加させたばかりではなく、それまでのタイの法制度の欠陥を顕在化させることとなった。政府は、顕在化した問題に対応するために、さまざまな法制度改革を実行したが、それもまだ道半ばといわざるを得ない。

CDRAC, TAMC, 調停センターといったADRによる紛争処理が志向され、実際に運用されている。これらのさまざまな紛争処理機関により、さまざまな段階での交渉が可能となったことは事実である。この交渉の場の増加が、合意形成において大きな役割を果たすことが期待されているが、めまぐるしい制度改革は、債権者・債務者を静観させる要因となる。改革は重要であるが、安定も重要である。

さらに、裁判・執行システムの問題性が未だ存在しているかぎり、合意形成に積極的でない当事者間において、合意形成を促そうにも限界が生じる。タイ政府がADRに対して期待している有効性、つまり紛争の迅速的な解決、裁判所の負担軽減を最大限に実効的にするためには、合意形成を促すならぬかの動機づけが必要となるであろう。CDRACにおいては、免税措置等のインセンティブが用意されたが、その他にもサンクションが必要となると考えられる。現在のタイにおいては、当然自力救済は禁止されているし、また以前のような社会的サンクションが期待できない以上、法的サンクションが重要となる。その中心はいうまでもなく、裁判・執行システムである。裁判・

執行システムが機能不全を起こしている状態で、その役割を ADR に「代替」させるのは、あまりにも過度な期待である。ADR が有するさまざまな特質を十分に発揮するためには、やはり機能的な裁判執行・システムが存在しなければならない。そうなれば、お互いが長所を発揮して、短所を補うことができる。先述のとおり、民事訴訟法の改正は行なわれているが、それもまだ道半ばといわざるを得ない。だが、注目される試みもなされている。現在北バンコク簡易裁判所で試験的に導入されている集中審理に関するプログラムであり、訴訟処理の迅速化に大きく寄与することが期待されている<sup>(31)</sup>。積極的に導入した ADR システムを効果的に機能させるためには、裁判・執行システムにおける真摯な改革が不可欠である。

- 注(1) 金融紛争とは、仏暦 2544 年金融紛争処理のための調停に関する司法裁判所事務局規則第 3 条 4 号に定義されているように、債権者である金融機関が、単独または複数の債務者に対して、金銭の支払い、または金銭の支払いを含む債務の履行を請求している事件を意味する。
- (2) 例えば、会社を移転したために、召喚状および訴状の写しが送達されなかった場合（仏暦 2534（1991）年第 3567 事件）など。ターニット・カセウピタック「懈怠における審理手続に関する民事訴訟法典の解説」（タイ語）Diamond in Business World, 2000 年，p.94.
- (3) 例えば、貧窮により期間内に答弁書を提出できなかったが、その後法律扶助により、答弁書を提出した場合（仏暦 2522（1979）年第 1813 号事件）。同上。
- (4) ターニット「懈怠における……」pp.108, 109.
- (5) 吉村徳重「担保権の実行その他」（中野貞一郎編『民事執行・保全法概説』（第 2 版補訂）第 7 章，有斐閣双書，2000 年）235 ページ。
- (6) 手続きの流れについては、アルンヌット・ブンディサワバック「抵当権者による抵当権の実行」（タイ語）チュラーロンコーン大学大学院法学研究科修士論文，1987 年を参照。
- (7) 同旨，金子由芳「タイ経済改革関連立法の動向」（『国際商事法務』第 27 巻第 10 号，1999 年）1169 ページ。
- (8) Central Intellectual Property and International Trade Court Thailand, *The Judicial System in Thailand An Outlook for a New Century*, IDE Asian Law Series

No.6, *Judicial System and Reforms in Asian Countries (Thailand)* Institute of Developing Economies, Japan, at 128.

- (9) タイにおいては、仲裁は、裁判所付属型仲裁と、裁判外仲裁の2種類がある。裁判所付属型仲裁については、民事訴訟法第2部第2編第3章に規定されている(第210条から222条)。この裁判所付属型仲裁は、1935年の制定当時から存在するが、活用されるようになったのは、近年になってからのことである。しかし、裁判所付属型であるため、仲裁判断が、判決として出されるので、ニューヨーク条約で認められている、仲裁判断としては認識されず、外国での執行力が付与されないという問題点がある (*Ibid* at 132)。
- (10) Central Intellectual Property and International Trade Court Thailand, *Alternative Dispute Resolution in Thailand*, IDE Asian Law Series No.19, Dispute Resolution Process in Asia (Thailand) Institute of Developing Economies, 2002, Japan 収録の英訳を利用。
- (11) 訴訟上の和解は、バンコクの民事裁判所、タイ全土の裁判所における民事事件、少年および家族裁判所の家族法関連事件、中央労働裁判所の労働事件、知的財産権・国際取引裁判所の知的財産権および国際取引事件において、広く利用されている (*Supra* note 8 at 128)。
- (12) *Supra* note 10 at 23.
- (13) 執行プログラム以外の解決をはかる場、再調整をする場としての執行ADRの必要性を強調する論文として、西川佳代「執行ADRの必要性 当事者による執行制度利用の観点から」(『判例タイムズ』第1043号:特集「民事執行における実効性と利害調整」2000年)がある。
- (14) <http://www.bot.or.th/bothomepages/Special/CDRAC/LatestInfos/nt250645e.pdf> (visited on June 28, 2002)
- (15) Cynthia M. Pornavalai, "Slaying the hydra," *Asian Financial Law Briefing*, Vol.2, Issue 2, 2002.  
[http://www.tillekkeandgibbins.com/Publications/event\\_articles/slaying\\_the\\_hydra.pdf](http://www.tillekkeandgibbins.com/Publications/event_articles/slaying_the_hydra.pdf) (visited on July 7, 2002) より入手。
- (16) Vichai Ariyanuntaka 氏 (タイ中央知的財産権・国際取引裁判所判事) からの教示による。
- (17) タイの弁護士である Cynthia M. Pornavalai 氏からの教示による。
- (18) 金融紛争のための特別規則、すなわち「金融紛争における調停に関する……裁判所規則」、はモデル規則として存在しているが、現時点においてそれを採用したという例は見つからない。この規則は、全26条からなり、構成は第1章総則、第2章事件の選定、第3章口頭弁論前における調停事件の選定、第4章調停の実行、第5章調停手続の終了、第6章秘密保持、第7章費用となっている。すでに公布されている仏暦2544年金融紛争処理のための調停に

関する司法裁判所事務局規則との違いは、裁判官が調停人をつとめることである（金融紛争における調停に関する……裁判所規則第3条1号）。そのため、金融についての専門的な知識は必ずしも持ち合わせていないため、調停センターに登録されている者を鑑定人として調停手続に参加させることができるし（同第18条）、また複数当事者による複雑な事件については、調停センターに移送することができる（同第19条）。つまり、裁判所付属調停においては、原則として、簡単な事件を処理することが念頭に置かれている。

- (19) 簡易裁判所の管轄権は、刑事については3年以下の懲役または6万バツ以下の罰金を科しうる事件であり、民事については、訴額4万バツ以下の事件である。
- (20) 刑事事件における調停は、私和が可能なものに限られる。例えば、秘密を侵す罪（刑法典第325条）、名誉に対する罪（第333条）、債権者を騙す罪（第351条）など。
- (21) 「金融紛争」とは、仏暦2544年金融紛争処理のための調停に関する司法裁判所事務局規則第3条4号に定義されているものとする。
- (22) この規則に基づいて処理されるためには、裁判所で審理中であることが要件とされているが、関係事件を併合して調停することが可能である（第17条）。併合される事件は、裁判所で審理中である必要がないため、第22条において、訴訟提起がなされていない事件の調停についても規定する必要がある。
- (23) 和解成立以外の調停終了事由は、当事者が、調停手続移行同意書に署名しないこと、当事者が、調停手続から離脱すること、第39条に基づいて、期間内に保証金を支払わなかったこと、第20条に定められた期間内に、調停が終了しなかったとき、調停人が、調停により紛争が解決しないと判断したとき、司法裁判所事務局紛争処理室長が、調停により紛争が解決しないと判断したときである。
- (24) Vichai Ariyanuntaka 氏からの教示による。
- (25) 不動産担保だけでなく、動産担保を可能にするために、「ビジネス担保法」が起草されているが、公布されないままである。この「ビジネス担保法」では、浮動担保の概念を導入して、会社全体を担保化することを可能としている。また、それまで銀行預金に対する質権設定において、最高裁の判断が大きく二分しており、実務上大きな問題となっていたが、この法案により、その問題は解決されている。
- (26) 憲法裁判所仏暦2544年33号判決。  
<http://www.concourt.or.th/decis/y2001d/d03344.html> (visited on March 16, 2002)。ここでは、TAMC 設置緊急布告第11条が憲法第276条に反するか否か、また設置緊急布告第58条第2項および第72条第2項(2)が憲法第275条に反するか否かが争われた。両論点とも、10対3で合憲と判断された。

- (27) ここにおける不良資産とは、「損失」(要償却)、「損失懸念」(要引当率 100%)、「懸念」(要引当率 50%)、「標準以下」(要引当率 20%)を指す。仏暦 2544 年(2001 年)タイ資産管理会社緊急布告第 30 条第 2 項, Cynthia M. Pornavalai, “Addressing Thailand’s Non-Performing Loans”, [http://www.tillekkeandgibbins.com/Publications/pdf/thailands\\_npls.pdf](http://www.tillekkeandgibbins.com/Publications/pdf/thailands_npls.pdf) (visited on July 7, 2002)
- (28) Somluck Srimalee, “Restructuring stalls,” *The Nation*, September 11, 2001.
- (29) 佐藤彰一「民事執行の実効性 緒論」(『判例タイムズ』第 1043 号: 特集「民事執行における実効性と利害調整」2000 年) 7 ページ。
- (30) 町村泰貴「執行手続における和解的契機」(『判例タイムズ』第 1043 号: 特集「民事執行における実効性と利害調整」2000 年) 24 ページ。
- (31) この集中審理プログラムについては、今泉慎也「100 年ぶりの大改革が進むタイの裁判制度」(『アジア研ワールド・トレンド』第 77 号: 特集「アジア諸国の司法改革」2002 年) 31 ページを参照。